634

豊前総合法律事務所

News Letter

2023年 10月号 VOL.05

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん!

法律事務所に少し"堅い"イメージを持っていませんか?弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします!

目次

- **P1** ◆経営理念・ビジョン
 - ◆プライベートのひとこま
- P2 ◆法務省が公表「AI等を用いた契約書等関連業務支援 サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」
 - ◆経営計画策定合宿に参加してきました!」
 - ◆弁護士の生き方 ~「黒い司法 0%からの奇跡」
- P3 ◆セミナー報告・セミナー告知
 - ◆スタッフからひとこと~終活セミナーが続くため, 終活関連で!~
- P4 ◆最近多いご相談
 - ◆弊所からのお願い ~生の声やご紹介について~

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながら も同じ方向を向き、**日本一「この」地域を 愛し、「この」地域のためになれる最高峰** の地域密着法律事務所を目指してまいりま す。

プライベートのひとこま

縁あって、家族で ときリゾート 由布院別邸 (大分県由布市湯布院 町川北桃木1615-1) に宿泊してきました。湯布院IC入ってすぐ、道の駅ゆふいん向かいの狭道を上っていくと宿泊施設がございます。宿泊施設はゆったり大きな戸建てタイプになっており、室内風呂と露天風呂があって、家族で団らんのひとときが楽しめました。夕食は、レストランでBBQをいただきましたが、こちらも家族一同大満足。お肉もですが、とうもろこしも甘くておいしく、息子たちもほおばって食べていました。





レストランから見下ろす風景も絶景。朝には霧がかかってより神秘的になるのだとか。

駐車場への案内,お部屋の案内,室内の説明にはじまり,清掃具合,充実したアメニティの準備,連絡するとすぐに対応してくれるところなど,真心のこもったサービスを感じさせるもので,ホスピタリティについて,こちらも勉強させていただきました。

仕事柄、出張もそれなりに多いですが、さまざまな施設で、さまざまなサービスを体感することは、弊所でのホスピタリティ向上にも役立ちます。ますます、サービスの質もあげられるよう、努めてまいります。

法務省が公表

「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」

令和5年8月1日, 法務省は, **AIを用いた契約等の審査等サービス(リーガルテックサービスと言われています。)の指針を発表しました。**

リーガルテックサービスは、以前より、弁護士以外の者が報酬を得る目的で法律事務を扱うことを禁止した 弁護士法72条(非弁活動の禁止)に反しないかが議論されていました。

法務省が示した見解ですと、たとえば、契約書の審査業務の支援サービスについては、「審査対象となる契約書等の記載内容について、個別の事案に応じた法的リスクの有無やその程度が表示される場合には問題となり得るが、「審査対象となる契約書等の記載内容と、同サービスの提供者または利用者があらかじめ同システムに登録した契約書等のひな形の記載内容との間で相違する部分がある場合に、当該相違部分が、その字句の意味内容と無関係に表示されるにとどまるとき」などは同条に違反しないとされています。

つまり、個別具体的に事案の見通し(法的リスクの有無や程度)が示されるのであれば非弁行為として禁止 の対象になるかもしれないが、一般的・包括的・網羅的に、あらかじめAIに記憶させた内容と比較対照して チェックされるシステムであれば、個別具体性がないので、セーフということなのかなと思いました。

弊所でも、LegalForceを導入しておりますが、GVA assist、LeCHECKなど、さまざまなリーガルテックが 提供されています。導入されておられる企業様がおられましたら、非弁活動の禁止に反するリスクはないのか、 心配されておられたかもしれません。判断のための1つの材料にしていただければと思います。

経営計画策定合宿に参加してきました!

船井総合研究所さんが毎年行っている、経営計画策定合宿に参加してきました。

カレーハウス C o C o 壱番屋・創業者・宗次徳二氏、株式会社 O N D Oホールディングス・代表取締役山﨑寿樹氏、サイゼリヤ元社長・堀埜一成氏、日本コカ・コーラやタカラトミーの立て直しを図ったハロルド・ジョージ・メイ氏などから、経営計画に関するお話をいただき、そうした刺激を得ながら、各経営者が自分の将来を具体的に描き、計画に落としこんでいく時間にすることができました。

ハロルド氏のお話は特に刺激的でした。息子は、タカラトミーが大好きですので、そういった意味でも、この会社の社長をつとめたのはどんな方なんだろうと、楽しみにしておりました。お話の中で、ムーンショットとバックキャスティング(逆算)思考に関する示唆がありましたので、ご紹介いたします。

米国のジョン・F・ケネディ大統領は1961年に「アポロ計画」を発表し、1960年代のうちに人類を月に着陸させると宣言しました。その宣言通り、1969年7月20日、2名の宇宙飛行士がアポロ11号で月面に着陸しました。当初、ケネディ大統領が声を上げた段階では、「できっこない」という空気が漂っていたそうです。しかし、ケネディ大統領は「やればできる。必ずできる。一緒にやろう。どうやったらできる?アイデアだけでも出してくれ。計画書だけでも出してくれ。何が必要か私に教えてくれ。」と言い続け、やり続けた結果、ついに偉業を達成したのです。壮大な目標をまず掲げ、それに必要なイノベーションを起こしていくことを、ケネディ大統領の宣言になぞらえて「ムーンショット」と呼んでいます。

最初に壮大な目標を掲げたら、そこから逆算して、何が必要かを考え、その上で、実行あるのみというわけです。

— 私も、さまざまな刺激を受けながら、今後の10年計画を立案しました。顧問先に関しては、10年間で100社に到達するという目標を掲げております。数は力。ノウハウも蓄積され、ますます良いサービスが提供できると思います。その上で、顧問先同士のビジネスマッチングなども支援できればと考えております。応援よろしくお願いいたします。

弁護士の生き方 ~「黒い司法 0%からの奇跡」



18歳の少女を殺した罪で死刑宣告を受けた実在の死刑囚ウォルター・マクミリアン (ジョニー・D) と、彼の無実を信じる弁護士ブライアン・スティーブンンソンの 法廷での闘いを描いた作品です。

私が弁護士を志すきっかけになった「評決のとき」そうですが、外国の法廷モノでは、黒人差別がテーマにされることが多いように思います。それだけ、「差別」というのは根が深い問題で、弁護士が生涯をかけて取り組む価値のある社会問題なのだということなのかなと思います。「死刑制度」が「黒人差別」と結びついた制度になってしまっており、死刑制度の含む問題について考えさせられる内容でもあります。

「アラバマ州では1983年以降 - ハーブを含む65人が処刑された。その多くに十分な法的支援はなかった。」「ブライアントジョニー・Dは、ジョニー・Dが亡くなるまで親友だった。死因は認知症だった。死刑囚官房で過ごした年月は - 最後まで彼に重くのしかかった。」「アメリカでは死刑囚10人の内9人が執行1人は冤罪が認められ釈放 衝撃的な過誤率である。」

最後のテロップは特に印象的です。死刑という極刑を受けながら、10人に1人は冤罪。司法が、弁護士が、 捜査機関が、適切な対応をしなければ、このような悲劇が繰り返されてしまうと、身が引き締まる思いでした。 私にも、地域にリーガルサービスを浸透させたいという強い想いがあります。自らの決めたその道に突き進 んだブライアンのように、私も私の使命をまっとうしていく所存です。

セミナー報告・告知

<u>【お礼】2023年9月30日 今!聞いておきたい 終活/相続・遺言セミナー @イオンモール三光2階イベントホール</u> 2023年,2度目の終活セミナーです。

今回は(も), これまでのセミナー経験,実務経験を活かして,渾身の内容としてご提供させていただきました。人生の終焉を考えることにより,「いま」をよりよく自分らしく暮らすための手段として,終活を理解し,実践していただきたい。力強くメッセージさせていただき,みなさん,よくご清聴いただきました。

. 動画を交えたり、新たに〇×カードを利用したり、スタッフの生の声を取り混ぜたり、エンディングノート 関連ブースを設けたりなど、さまざま工夫を凝らして対応させていただいております。

20名以上の方に聴講いただきました。「生涯の学びを支援する法教育」の実現に、また1つ近づけたのではないかと思います。

«受講者からのコメント»

- ・「自分にはまだ先のことと思っていましたが,そうではなく,とりかかろうと思いました。ありがとうございました」(C・M様)
- ・「今回のセミナーを聴いて,エンディングノートを書いてみようと思う。遺言の重要性が理解できた」 (K・S様)
- ・「具体的に症例をあげてわかりやすかった」(M・H様)
- ・「私の契約者とも是非結びつけたい!」(M・S様(保険代理店))

NEW!!【ご案内】2023年11月11日

今!聞いておきたい 笑顔相続・遺言セミナー @イオンモール三光2階イベントホール

次は、11月11日です。遺言にフォーカスして行います。特典で遺言書サンプルを特別にプレゼント。

企業経営と終活は似ているところがございます。強い想いをもって,ゴールをみすえ,逆算して今やるべきことを割り出し,これを実行し,やり続けることにより,成功(よりよい自分らしい人生)を手に入れることができる。遺言書作成は,ゴールを明確するにあたっての検討を余儀なくされるものとも言えますが,人生の終焉,そして「今」を考えるきっかけとしても,遺言書作成には取り組んでいただきたいと思っています。

事業承継のタイミングでは、相続との関係が強くあらわれてきます。個人事業主の方は、個人名義の事業用不動産をだれにどのように承継させるか、遺留分対策は…などさまざま考慮するでしょうし、会社の場合は株の承継をどうするのか、相続税はどの程度か、納税資金対策は…などさまざま検討が必要でしょう。事業承継対策を考えるのは、はやければはやいほどよいです。基礎知識を得て、遺言書作成も含めた、事業承継対策を考える機会にしてはいかがでしょうか。

みなさま,万障お繰り合わせの上,ご参加よろしくお願いします。

スタッフからひとこと ~終活セミナーが続くため、終活関連で!~



少しずつ涼しくなり(寒くなり?),季節の変わり目を感じるようになりました。もう 衣替えでしょうか。とは言え,昼間は汗が出るほどの暑さの日もあります。

衣替えと言えば、几帳面な祖母と、樟脳(しょうのう)の香りを思い出します。まだ幼かった私から見ても、明らかに上等な服を、とても綺麗にしまって、「これば入れとかんとね」と白い何かを入れていました。強い香りがあって、取り出した服にもしっかり香りが残っていました。

最近市販されている防虫剤は、フローラルの香りだとか、優しい香りが多い印象です。 それと比べると、なかなか独特な香りでした。お恥ずかしながら、今になって調べてみて、 材料が樟(くすのき)と水だけということを知りました。

皆様のお宅には、「いつか着るだろうから」と丁寧にしまいこんだ服はありますか?また、少し着古したけど捨てるにはもったいない、でもあまり着なくなった服など。

実は,ここまで終活をうたっている事務所に勤める私にも多々ありまして,「ありがとう」と写真に残しながら,少しずつ手放しているところです。

以前は買取サービスも利用していましたが、最近では寄付をすることが多くなりました。買取サービスを利用するなら、やはり商品になるくらい新しく、キレイなものでないと…と思い、結局手放せないものばかりだったのです。もちろん寄付の場合も、ひどく汚れている物は避けますが、個人的には寄付が合っているのだなと感じます。

このように少しずつ手放していくうちに、自分で選んだ大切な服、大切なものは、責任を持って自分が行先を 決めてあげたいという思いが強くなってきました。そして、大切にしていたものだから、私の手を離れた後も、 大切にしてくれる人に出会ってほしい。そう思うと、共通の趣味をもつ友人へ、久しぶりに連絡をしてみようか な、と思い立ちます。

終わりを意識する終活ですが、その先には、人と人との繋がりに辿り着く、意外な展開があるものなのですね。

最近多いご相談

- 1 債権回収
- 2 誹謗・中傷
- 3 メンタルヘルス

債権回収は,事前対策として,契約書作成,すぐに差押えができるように公正証書作成,差し押さえるべき 財産の事前リサーチなど,継続的な顧問契約を前提に,日常的な対応をしています。いざ問題が起こった有事 の際は,任意の取立てにはじまり,預貯金や売掛金の差押え,財産開示の申立てなど,さまざまな法的手段の 検討をしていきます。

誹謗・中傷について、端的にいうと、「掲示板に事実と異なる記載がされているから消したい」という相談が多いです。主な対応は、①削除を求める、か②投稿者を特定して損害賠償請求する、というものになりますが、②の前提として、投稿者を特定するための、発信者情報開示請求が必要になることもあります。いずれも、表現の自由などとの関係で、容易というわけではなく、またそもそも誰を相手にするのか、ログが消えていないか、費用対効果などさまざま考えるべきことがございます。

メンタルを病んだという理由で休職するケースの対応が増えていますが、普段から休職規定を整えているか、 その運用は、労災ではないか、普通解雇や懲戒処分は可能か、など多くの検討すべき事項があります。

さまざまなご相談に対応ができますように、弊所でも常に知識をアップデートしています。お困りごとがございましたら、遠慮なくご相談くださいませ。

弊所からのお願い ~生の声やご紹介について~

先般のニュースレターで, <u>「顧問先企業様の声」を多くの企業様にお届けしたい, ぜひご協力をいただけませんか, というお願いをしておりました。改めまして, ぜひご協力を賜れますと幸いです。</u>

あわせて、困っている企業様がおられましたら、ぜひご紹介も賜れますと幸いです。弊所は、地域の方々のため、リーガルサービスを通じてお役に立ちたいという想いで、事務所を設立し、スタッフ一同、業務にあたっております。しかし、よく言われますが、「弁護士は敷居が高い」ようなのです。また、「どこに相談したらよいかわからない」「弁護士の知り合いがいない」といったお声もしばしばです。困っているけれど、そして弁護士が手を差し伸べるべき事案だけれど、弁護士までつながっていないという事案もあると思います。そのような方がおられましたら、ぜひ、ご紹介ください。お役に立てますよう、精進したいと思います。

ある社長様から、「弁護士に知り合いがいるというのは、それだけで自慢にもなるんだよ。困っている社員や取引先、友人がいたときに、すぐ紹介できる人がいる、というのは、こちらにとってもありがたい。」という話を聴いたことがあります。私たちも、自慢していただける事務所に成長していかなければと思いました。日々、クライアントのため、全力を尽くして、事務所の価値を、事務所が提供できるものの価値を、ますます高めてまいります。

改めて、お困りの方がおられましたら、ご紹介を賜れますと幸いです。よろしくお願いいたします。

発行元:豊前総合法律事務所

〒828-0028

福岡県豊前市青豊19-14スペース I

TEL: 0979-53-9106 FAX: 0979-53-9107

豊前総合法律事務所 企業法務サイト



